

災害復旧事業査定設計委託費等補助金

災害復旧工事を促進するため、地方公共団体等が災害復旧事業計画概要書（査定設計書）を作成するのに要した**委託費等を補助**します。

【補助対象となる災害復旧事業】

1 激甚災害に指定された災害に係る災害復旧事業

下記のいずれかに該当すること。

- ① 暫定法による国庫補助の増嵩を受ける事業主体
- ② 事業主体ごとの農林水産施設又は公共土木施設の災害復旧事業費の総額が3,000万円以上※となる災害復旧事業

※公共土木施設の場合、都道府県にあっては45億円、市町村にあっては3,000万円

（いずれも令和4年度の額）

2 農林振興局長が特に適当と認める災害復旧事業

○復旧内容が高度な技術を要する災害復旧事業

- ・ため池及び頭首工を全面改修する箇所
 - ・地すべり対策工法を実施する箇所
 - ・橋梁に係る箇所
 - ・特殊工法※を実施する箇所
- ※補強土壁工法、補強アンカー工法、推進工法、PIP工法、ニューマチックケーソン工法及び類似する工法

地すべり

○例年より被災箇所が多い区域の災害復旧事業

- ・当年の被災箇所数※¹の合計が過去5か年の平均被災箇所数※¹を超える申請者※²の区域において実施する災害復旧事業。

※¹:激甚災害を除く ※²:土地改良区等団体においては市町村

ただし、3以上の地方公共団体等※³において災害時の相互応援に関する協定（災害時の人員及び資機材の配備に関するもの）を締結している市町村の区域に限る。

※³:都道府県土地改良事業団体連合会を含む

【補助率】 国 1 / 2 以内

【補助対象】

災害発生



初動対応

- ・被害状況の把握
- ・査定前着工の実施



復旧計画の樹立

- ・調査、測量、試験又は設計
- ・査定設計書作成



災害査定

災害復旧工事の実施



※事業主体ごとの査定設計委託費等補助金の合計が、都道府県1,200万円、市町村等120万円以上等

(参考) 市町村における災害対応力の強化に向けて

- 近年、災害が頻発化し従来被災が少なかった地域においても局地的に災害が発生する一方、災害対応を担う地方公共団体の技術系職員が全国的に減少
- このため、**例年より被災が多く、災害時の協定を締結している区域**に対し、査定設計書作成に関する委託費等を補助することにより、市町村における災害対応力を強化

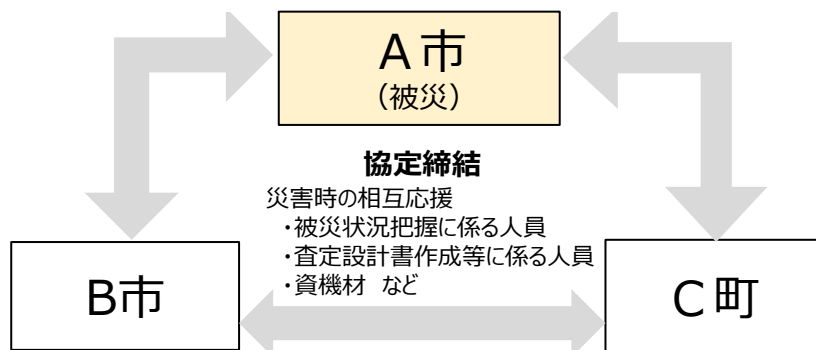
当年の被災箇所数※1の合計が
過去5か年の平均被災箇所数※1を超える申請者の区域



※1：激甚災害を除く

かつ

3以上の地方公共団体等※2において
災害時の相互応援に関する協定を締結している市町村の区域



※2：都道府県土地改良事業団体連合会を含む

民間コンサルタント等への委託により**災害復旧を迅速化**



市町村における災害対応力を強化

市町村間の**相互応援体制を確立**

